

令和4年 第4回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和4年12月13日（火曜日）

午前10時00分 開会

午前11時20分 散会

○出席委員（26名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	14番	蒔苗博英	委員
	1番	樋川篤子	委員		2番	竹浪敦	委員
	3番	竹内博之	委員		4番	成田大介	委員
	5番	坂本崇	委員		6番	齋藤豪	委員
	8番	石山敬	委員		9番	木村隆洋	委員
	10番	千葉浩規	委員		11番	野村太郎	委員
	12番	外崎勝康	委員		13番	尾崎寿一	委員
	15番	松橋武史	委員		16番	今泉昌一	委員
	17番	小田桐慶二	委員		18番	鶴ヶ谷慶市	委員
	19番	石岡千鶴子	委員		20番	石田久	委員
	21番	三上秋雄	委員		22番	佐藤哲	委員
	25番	清野一榮	委員		26番	田中元	委員
	27番	宮本隆志	委員		28番	下山文雄	委員

○欠席委員（2名）

7番	福士文敏	委員	23番	越明男	委員
----	------	----	-----	-----	----

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	総務部長	番場邦夫
財務部長兼 健康子ども部理事	森岡欽吾	市民生活部長	岩崎隆
福祉部長	秋元哲	健康子ども部長	一戸ひとみ
健康子ども部理事	岩崎文彦	農林部長	中田善大
商工部長	西谷慎吾	観光部長	神雅昭
建設部長	花岡哲	都市整備部長	天内隆範
上下水道部長	坂田一幸	教育部長	成田正彦

広聴広報課長 菊地謙太郎
 人事課長 堀川慎一
 管財課長 工藤浩
 環境課長 菊池浩行
 障がい福祉課長 成田亜弘
 介護福祉課長 齊藤隆之
 スポーツ振興課長 小山内一仁
 商工労政課長 福士智広
 文化振興課長 佐藤孝子
 道路維持課長 木村和彦
 上下水道部総務課長 田中知巳

地域医療課長 佐伯尚幸
 財政課長 今井郁夫
 市民課長 尾坂毅
 福祉総務課長 秋田美織
 生活福祉課長 佐々木順一
 こども家庭課長 蒔苗元
 農村整備課長 柳田尚美
 産業育成課長補佐 齋藤弘行
 土木課長 千葉裕朗
 地域交通課長 小山内孝紀
 学務健康課長 相馬隆範

○出席事務局職員

事務局 長 佐藤記一
 主幹兼議事係長 蝦名良平
 主査 附田準悦
 主事 田村宣樹

次長 丸岡和明
 総括主査 成田敏教
 主事 外崎容史

午前10時00分 開会

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は26名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第119号から第124号まで及び議案第133号から第139号までの以上13件であります。

なお、審査に先立ち委員の方にお問い合わせいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを添えて質疑をお願いします。

答弁される理事者の方へお問い合わせいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔をお願いします。

まず、議案第119号令和4年度弘前市一般会計補正予算(第11号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）

議案第119号令和4年度弘前市一般会計補正予算(第11号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に26億6970万1000円を追加するほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものであります。

継続費の補正は、私立保育所等整備事業費補助金に係る変更1件であります。

繰越明許費の補正は、財務会計システム改修業務委託料などに係る追加14件であります。

債務負担行為の補正は、マイナンバーカード交付等業務委託料などに係る追加8件及び青森県議会議員選挙に係る経費など変更3件であります。

地方債の補正は、市民会館整備事業に係る追加

1件及び私立保育所等整備事業などに係る変更6件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の399万5000円は、財務会計システム改修業務委託料を計上するほか、防犯灯に係る光熱水費を追加するものであります。

3目財産管理費の3664万2000円は、弘前駅前地区再開発ビル維持管理負担金及び本庁舎に係る光熱水費を追加するものであります。

4目企画費の4億2487万3000円は、ふるさと納税返礼品発送等業務委託料及びポータルサイト使用料などを追加するものであります。

5目支所及び出張所費の369万5000円は、岩木庁舎に係る燃料費及び光熱水費を追加するものであります。

6目車両管理費の306万7000円は、公用車に係る燃料費を追加するものであります。

8目コミュニティ施設費の655万1000円は、地区交流センターなどに係る燃料費及び光熱水費を追加するものであります。

11目諸費の5億2976万4000円は、過年度に実施した事業費の確定に伴う国県支出金等返還金を追加するものであります。

16ページを御覧ください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の1億6127万5000円は、社会福祉施設等原油価格・物価高騰緊急対策支援金を給付するための経費を計上するものであります。

2目心身障害者福祉費の5億9859万円は、社会福祉施設等原油価格・物価高騰緊急対策支援金を給付するための経費を計上するほか、成年後見制度利用支援事業助成金などを追加するものであります。

17ページにかけての3目老人福祉費の1714万

9000円は、老人保護措置費及び介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。

4目社会福祉施設費の152万7000円は、弥生荘指定管理料を追加するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の2億9901万6000円は、社会福祉施設等原油価格・物価高騰緊急対策支援金を給付するための経費を計上するほか、一時預かり事業費補助金などを追加するものであります。

2目児童運営費の8471万4000円の減額は、保育所運営費を減額するほか、認定こども園等給付費を追加するものであります。

4目児童福祉施設費の165万1000円は、弥生学園指定管理料を追加するものであります。

18ページを御覧ください。

3項生活保護費1目生活保護総務費の227万3000円は、生活保護資格確認専用端末設置等業務委託料を計上するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費の7891万円は、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料を追加するものであります。

9目斎場費の589万8000円は、燃料費及び光熱水費を追加するものであります。

2項清掃費2目じん芥処理費の806万6000円は、埋立処分場に係る修繕費及び光熱水費を追加するものであります。

19ページを御覧ください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、財源調整であります。

7款1項商工費2目商工振興費の4127万円は、小口資金特別保証融資制度保証料補助金及びオフィス環境整備促進費補助金を追加するものであります。

6目観光施設費の559万8000円は、追手門広場に係る燃料費及び光熱水費を追加するものであります。

2項公園費 1目公園総務費の1億7069万5000円は、弘前公園お城とさくら基金積立金を追加するものであります。

20ページを御覧ください。

8款土木費 2項道路橋りょう費 2目道路維持費の629万6000円は、除排雪車両購入費を追加するものであります。

4項都市計画費 6目交通政策費の3395万円は、交通事業者等原油価格・物価高騰緊急対策支援金を計上するものであります。

9款 1項消防費 2目非常備消防費の91万7000円は、消防団活動に係る燃料費及び光熱水費を追加するものであります。

21ページを御覧ください。

10款教育費 2項小学校費 2目教育振興費の161万4000円は、特別支援教育就学奨励費補助金を追加するものであります。

4項社会教育費 1目社会教育総務費の483万1000円は、総合学習センターに係る燃料費及び光熱水費を追加するものであります。

3目公民館費の540万5000円は、地区公民館などに係る光熱水費を追加するものであります。

4目図書館費の535万1000円は、追手門広場に係る燃料費及び光熱水費を追加するものであります。

5目博物館費の223万6000円は、高岡の森弘前藩歴史館に係る光熱水費を追加するものであります。

6目文化会館費の401万5000円は、岩木文化センターに係る燃料費及び光熱水費を追加するものであります。

8目市民会館費の4553万8000円は、冷温水発生機整備工事を計上するほか、光熱水費を追加するものであります。

10目美術館費の692万8000円は、れんが倉庫美術館に係る光熱水費を追加するものであります。

22ページを御覧ください。

5項保健体育費 2目体育施設費の1億3543万1000円は、温水プール石川余熱供給管更新工事及び弘前海洋センター下水道施設移設工事を計上するほか、温水プール石川に係る燃料費を追加するものであります。

4目学校給食総務費の1億139万8000円は、東部学校給食センター冷却水循環装置更新工事及び西部学校給食センター屋上防水改修工事を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、9ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、14款分担金及び負担金、16款国庫支出金、17款県支出金、19款ふるさと納税寄附金、22款諸収入及び23款市債をそれぞれ計上するとともに、一般財源として12款地方交付税及び19款ふるさと納税寄附金を追加するほか、20款財政調整基金繰入金7億9571万6000円の追加をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎9番（木村 隆洋委員） 何点かお伺いしたいと思います。

17ページ、3款2項2目、保育所運営費の減額について、今回、3億2000万円余りと結構大幅な減額になっているのですが、この理由について、同じ款項目に認定こども園等給付費追加が2億3000万円余りあるので、その関連かなとも思うのですが、この減額の主な理由についてお尋ねいたします。

次に、19ページ、7款1項2目、オフィス環境整備促進費補助金追加250万円について、今回、補助金追加に至った経緯についてお尋ねいたします。

続きまして、20ページ、交通事業者等原油価格・物価高騰緊急対策支援金についてお尋ねいたします。今回、高速バスが20万円、貸切りバスが10万円、タクシーが5万円、代行業者が2万円というふうに議運等で配付された資料にもありますが、想定されるそれぞれの台数がどうなっているのかお尋ねいたします。

また、今後のこの支援金の申請スケジュールというのをどういうふうにお考えかお尋ねいたします。

◎**こども家庭課長（蒔苗 元）** それでは、私のほうから、保育所運営費に係ります減額の理由等について御説明いたします。

保育所運営費は、保育所において保育を行うことに要する経費について市が支弁するものでありまして、今回の補正につきましては、当初予算において保育所の延べ利用児童数を3万1496人と見込んで予算計上しておりました。このところ、こういった数字につきまして精査したところ、4,424人の減少ということの見通しが立ったほか、国における運営費の給付基準の単価改定が示されたことに伴います運営費の見直しを行っております。

この利用児童数の減少分と運営費の見直し分を精査したところ、トータルで3億2238万3000円の減額の補正ということになったものでございます。

利用児童数の減少ということにつきましてですが、当初予算において対象の施設数を52施設で計上しておりましたが、このうち一つの施設が県の認可を受けまして、認定こども園へ移行したということがございます。こちらによる児童数の減少と、いわゆる全体的な子供の数が減っているということに伴う延べ利用児童数の減少が要因となっているものでございます。あわせて、認定こども園が2億3000万円ほど増加というのは、

今、お話をした1施設の移行のほか、認可外の保育所1施設が認可されて対象の施設が2施設増えたことによる増加分という形になってございます。

◎**産業育成課長補佐（齋藤 弘行）** オフィス環境整備促進費補助金に係る今回の補正の経緯ということでございますが、今年度の企業誘致につきましては、現時点で3社を誘致認定しております。そのうち、2社につきましては、補助金の活用を希望して、既に交付決定済みとなっております。残りの1社につきましても、当該補助金を希望しておりますが、予算に不足が生じたため、当該企業のオフィス改修に係る補助見込額分につきまして、今回、追加補正するものでございます。

◎**地域交通課長（小山内 孝紀）** 私のほうからは、交通事業者等原油価格・物価高騰緊急対策支援金につきまして、まず想定される台数についてでございますけれども、支援金につきましては令和4年12月1日を基準といたしまして、国土交通省の登録、または青森県公安委員会に届出している車両数を対象として支援することとしております。

補正予算を算定する際の台数といたしましては、バス車両につきましては、高速バスについては19台、貸切りバスは86台、それからタクシー車両につきましては、弘前ハイヤー協会へ登録している389台と、それから個人事業主としてのタクシー事業者の台数10台を合わせまして399台、そして、自動車運転代行の車両として80台を見込んでいるところでございます。

そして、今後の申請のスケジュールということでございますけれども、当事業の補正予算が可決され次第、速やかに支援金の申請受付ができるよう、今、準備を進めておりまして、申請のあったものから随時交付していく予定としております。

◎**9番（木村 隆洋委員）** 交通事業者等原油価

格・物価高騰緊急対策支援金について再質疑いたします。

今回の予算額は3395万円ということですが、この財源というのは、どういうものを見込んでいるのかお尋ねいたします。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 財源でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでございます。

◎9番（木村 隆洋委員） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということなので、恐らく今回の補正で今年度の限度額いっぱいいっぱい使うのかなというふうに認識しております。

国でも、新型コロナウイルスだけではなくて、この原油・物価高騰に対しての補正予算も組んでおりますので、市としても様々な業者に本当に影響が出てきております。これからも、補正を見ながら早急に手を打つ必要があると思いますので、ぜひ財政当局もその辺、速やかにまたやっていたらお願いして終わります。

◎10番（千葉 浩規委員） 私からは二つ質疑させていただきます。

まず、18ページ、3款3項1目、生活保護資格確認専用端末設置等業務委託料についてです。

事業の概要、財源、背景、スケジュールについて答弁をお願いします。

もう一つは19ページ、7款1項2目の小口資金特別保証融資制度保証料補助金追加についてです。

今回の追加の理由、これまでの融資の実績とその対応、今後の見込みについて答弁をお願いします。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） 私からは、生活保護資格確認専用端末設置等業務委託料について説明いたします。

令和3年に成立した全世代対応型の社会保障制

度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、令和5年度中に生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入し、生活保護受給者が医療機関、薬局で資格確認を行う際には、原則としてオンライン確認により行うこととされております。

このためのシステムの導入及び改修に関わる詳細が今年7月に国から公表されたため、来年度の令和5年度中にオンライン資格確認の運用開始に向け、当課として必要な準備を進めようとするものであります。

財源であります。令和4年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金、通称マイナンバー補助金を活用することとしており、補助率は10割となっております。

今後のスケジュールであります。今年度中に医療扶助オンライン資格確認に向けた統合専用端末一式を生活福祉課内に設置し、機器の設定までを予定しております。さらに次年度には、医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う生活保護システムとレセプト管理システムの改修を行い、データ連携に向けた各種テストを実施し、早ければ次年度後半には運用開始に向けた準備が整うものと考えております。

◎商工労政課長（福士 智広） 小口資金特別保証融資制度保証料補助金追加についてでございます。

予算を追加する目的についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化などから、市の小口資金特別保証融資制度が当初の想定を上回る活用状況となっておりまして、今後も年度末にかけて昨年度実績を上回る資金需要が見込まれております。

このため、市では年度当初に設定しました融資総枠を拡大し、資金需要の増加に対応することとしております。当該融資制度につきましては、

利用に伴い必要となる信用保証料の全額を補助し、市内事業者の資金確保の円滑化を図っていることから、融資総枠の拡大に伴う信用保証料の補助金の増加分を追加補正するものでございます。

今年度の実績につきましては、10月末の融資実績が18億3535万円となっております、当初の年間想定を大きく上回っております。

今後の見込みといたしましては、これまでの月平均ペースを維持した上で、さらに年度末の需要増加を加味し、年間で33億9640万円となる見込みとして試算を行っております。

◎10番（千葉 浩規委員） まず、生活保護資格確認専用端末設置等業務委託料について再質疑させていただきます。

今の答弁にありましたとおり、厚労省からの令和3年10月14日の事務連絡でも被保護者が医療機関、薬局に資格確認を行う際には、原則としてオンライン資格確認により行うというふうにされています。

さらに、厚労省の令和4年7月22日の「医療機関・薬局の皆さまへ」という資料の中では「オンライン資格確認について、令和5年4月から導入が原則として義務付けられることになりました」ということで、原則として義務だというふうになっているわけです。

そこで、これは生活保護利用者にマイナンバーカード取得や登録を義務づけ、また、登録しなければ生活保護を利用できなくなるということなのでしょうか。マイナンバーカードの取得はあくまでも任意ではなかったでしょうか。当市としての認識をお聞かせください。

続きまして、小口資金特別保証のほうです。

今回も含めて融資がかなり増加しているかというふうに思うのですが、その増加している要因、また、借換えも可能なのか答弁をお願いします。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） 生活保護受給

者にマイナンバーカードの取得を義務づけているのかという御質疑だと思いますが、義務ではございません。

現在、生活保護受給者が医療機関を受診する際には、福祉事務所長が発行する医療券が必要とされていますけれども、オンライン資格確認開始後におきましても、マイナンバーカードを取得していない生活保護受給者については、従来どおり医療券で対応することとしており、医療機関を受診することができなくなるなどといった不利益が生じることはございません。

◎商工労政課長（福士 智広） 融資が増えている要因でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や借換え需要などによりまして、市が独自に制度を設けております特別小口枠Ⅲが堅調な利用状況になっていることに加えまして、資源、物価高への対応、それから国がコロナ禍初期から実施してきた実質無利子・無担保融資の受付を終了して返済が開始といった要因から資金需要が急激に高まっているものと分析しております。

借換えにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に向けた市の独自制度といたしまして、小口資金特別保証融資制度の枠内で特別小口枠Ⅲというのを運用いたしまして、同枠において融資上限700万円までの保証料と利子の全額補助に加えまして、前年度までの特別小口枠を利用した事業者の借換えを認めておりまして、元金返済の先送りを可能としているものでございます。

◎10番（千葉 浩規委員） 生活保護資格のほうは、これは要望ですけれども、マイナンバーカードの取得は、ここ弘前市では市民課が広く市民を対象に取り組んでいるというのが現状ではないかと思えます。

そういう中で、厚労省は生活保護担当課に対し

被保護者のマイナンバーカード取得促進の取組を求める文書を発信しているということです。

しかし、そのようなことをしてしまえば、任意だといっても、生活保護利用者にとってみれば義務だというふうに受け止められかねないことになるかと思えます。

マイナンバーカードの取得や登録はあくまでも任意でありますので、くれぐれも誤解を招くような行為は慎むように、ぜひともお願いをしたいと思えます。

続きまして、二つ目の小口資金特別保証についてです。

コロナ、物価・原材料の高騰、さらに過剰債務という三重苦の中で、中小業者の皆さんは本当に厳しい状況だと思います。なかなか業績も回復しなかったり、たとえ業績が回復したとしても、据置期間が終了して元金の返済が始まれば、運転資金が不足してしまうということにもなりかねないと思えます。

こうした場合、据置期間とか返済期間の変更というのは可能なのでしょうか。答弁をお願いします。

◎商工労政課長（富士 智広） まず、今回の予算の議決を受けましたら、年度内において特別小口枠Ⅲの制度を継続し、過年度に特別小口を活用した事業者の活用について支援してまいりたいと考えております。

国におきましては、先日決定いたしました物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策の中で、事業者の資金繰りに支障が生じることのないよう、返済期間の見直し等について柔軟に対応するよう金融機関等に通知を行っているところであります。

特別小口枠Ⅲにつきましては、国の交付金を財源に充てて運用しているということなどから、来年度以降の継続については現在のところ未定と

なっておりますけれども、引き続き事業者の資金需要につきまして注視しながら、各金融機関とも意見交換を図りつつ、制度運用について検討を続けてまいりたいと考えております。

◎20番（石田 久委員） 私は、16ページの3款1項1目の社会福祉施設等原油価格・物価高騰緊急対策支援金給付事業について質疑したいと思います。

今回は、第3款の中に、概要を見ますと介護福祉課、障がい福祉課、こども家庭課を含めて2億5600万円ほどありますけれども、私は介護福祉課を中心に質疑したいと思います。

その中で、今回の支援が必要とされた経緯、その必要性をどのように把握されて今回出されたのか、お答えしていただきたいと思えます。

以前は、介護施設なんかでは職員に対して1人5万円というのがありました。本当に助かっているわけですが、今回の場合、支援が必要とされた経緯ということで、その辺についてお答えしていただきたいと思えます。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 本事業を実施するというふうなことで予算を要求するに当たった経緯ということでございますが、まずは昨年度から続きます原油価格の高騰、さらには現在も続いているエネルギーとか食料品の価格等の高騰によって、高齢者施設だったり障がい福祉施設だったり幼児教育だったり保育施設または児童の入所施設といった社会福祉施設等の事業者の経営がかなり厳しいというふうな状況があるといったところを我々は認識しているところでございます。

こういった中で、全国の団体である老人福祉施設協議会とか全国社会福祉施設協議会、あとは障害者関係団体連絡協議会だったり、そういったところから支援の要望が出されたというふうな事情がございます。また、当市の中でも、弘前市保育研究会からも支援をしてほしいという要望もあつ

たということで、また、さらには国においても新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用をして、こういった支援ができますよというような国からの連絡もあったという中において、我々は支援が必要だというふうなところで関係課一体となって支援しようということで、この事業を今回、予算として計上させていただいたというところでございます。

◎20番（石田 久委員） この給付金事業は事業所から見ると本当にありがたいというような形なのですが、その中で少し思ったのは、先ほど、ちょっと言いましたように前の給付金、事業の給付金のところは、職員とか介護施設で働いている職員が1人5万円ということなのですけれども、今回はもう少し、どこに、例えば、概要を見ますと訪問施設が10万円とか、通所施設が10万円から60万円とか、入所施設30万円から80万円というふうに概要には書いているのですけれども、こここのところ、どのような基準でこれを具体化し、これは今回だけなのか。私も介護施設のところにお邪魔しますと、もう大変だと。ボーナスも支給できないぐらい経営が大変だということなのですけれども、今回、こういう施設に、例えば1施設に何万円、何十万円という形なのですけれども、その辺については、もう少し詳しく教えてほしいと思います。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） まず、本事業の目的、内容というところで答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの長期化というふうな状況または物価高騰といった中で社会福祉施設等の負担を軽減することが必要だというふうなところで、それを軽減し、安定的かつ継続的にサービスを提供していただくということを支援するためにというようなことで今回、支援金といった形で給付するという事業になってございます。

具体的な金額の設定につきましては、我々も検討するに当たって全国的に先行している自治体の事例とかを様々検討させていただきました。そういった例も参考にさせていただきました。訪問系、通所系、入所系といったサービスの種別ごとに支援金の額を設定しているというふうなところでございます。

具体的な金額でお話をすれば、訪問系の事業所につきましては一律10万円、また、通所系、入所系につきましては、定員10人ごとに区分を設けてございまして、通所系であれば10万円から60万円、入所系であれば30万円から80万円といった給付をするというようなことで設定しているところでございます。

◎20番（石田 久委員） ちょっと答弁漏れなのですけれども、これは今回1回きりの事業なのか。やはり、はっきり言って介護事業者のほうは、もうこれでは大変だというような状況の、コロナの中で大変な出費ですよ。

そういう中で、これで1回で終わりなのかというのは、先ほど質疑したのですけれども、まだ答弁漏れだったので、そこをお願いいたします。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 申し訳ございません。今回の支援金という形の支援というのは今回のみでございます。

本来、施設の運営につきましては、公定価格ということで介護サービスの保険から支援をするというのが本来の形でございまして、これにつきましては制度上、今後、国のほうでその部分を設けた形で、これは恐らくとしか言いようがございませんけれども、新たな形で設定されるものと我々は考えてございます。

こういった形で対応していきたいと思っております。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第120号令和4年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（一戸 ひとみ） 議案第120号令和4年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に6053万4000円を追加し、補正後の額を191億8239万3000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

7款1項5目償還金の6053万4000円の追加は、国庫支出金等精算返還金を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国4ページにお戻り願います。

6款繰入金の4114万6000円は、歳出の償還金の

財源として財政調整基金繰入金を追加計上するものであります。

7款諸収入の1938万8000円は、子供医療費分等返還金を追加計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第121号令和4年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（一戸 ひとみ） 議案第121号令和4年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算に168万2000円を追加し、補正後の額を22億6271万4000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7

ページをお開き願います。

3款1項1目保険料還付金の168万2000円の追加は、市が令和3年度以前の年度分の歳入として収納した保険料について、過誤納となった保険料還付金の予算不足に対応するために計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後4ページにお戻り願います。

4款諸収入の168万2000円の追加は、保険料還付金に対応する歳入予算を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第122号令和4年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 議案第122号令和4年

度弘前市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に1億791万3000円を追加し、補正後の額を213億5904万1000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介9ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の5165万4000円の追加は、防災・減災対策、感染拡大防止対策、みどり環境整備に係る補助金について、国及び県からの内示に基づいて計上するものであります。

介9ページから介10ページにかけての2款1項保険給付費の5625万9000円の追加は、同じく介9ページから介10ページにかけての各目の説明欄記載のサービス計画給付費、サービス費の増額によるものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

1款保険料の1140万8000円の追加は、第1号被保険者保険料を追加計上するものであります。

3款1項国庫負担金の1125万2000円の追加は、歳出の保険給付費に係る介護給付費負担金を追加計上するものであります。

3款2項国庫補助金の3767万8000円の追加は、歳出の保険給付費に係る普通調整交付金の追加及び歳出の総務費に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を計上するものであります。

介7ページをお開き願います。

4款支払基金交付金の1518万9000円の追加は、歳出の保険給付費に係る介護給付費交付金を追加計上するものであります。

5款1項県負担金の703万3000円の追加は、歳出の保険給付費に係る介護給付費負担金を追加計上するものであります。

5款2項県補助金の1832万円の追加は、歳出の

総務費に係る介護施設等感染拡大防止対策事業費補助金及び介護施設等における看取り環境整備推進事業費補助金を計上するものであります。

介 8 ページをお開き願います。

7 款繰入金の703万3000円の追加は、歳出の保険給付費に係る一般会計からの介護給付費繰入金を追加計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第123号令和4年度弘前市水道事業会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第123号令和4年度弘前市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、早期発注する予定の工事について債務負担行為を設定しようとするものであります。

す。

水 1 ページをお開き願います。

第5条は、早期発注する予定の工事について、地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為を加えようとするものであります。

そのほか、水 2 ページには債務負担行為に関する調書を、水 3 ページから水 4 ページにかけては、会計に関する書類における注記を添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第124号令和4年度弘前市下水道事業会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第124号令和4年度弘前市下水道事業会計補正予算(第2号)

について御説明申し上げます。

今回の補正は、早期発注する予定の工事について債務負担行為を設定しようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条は、早期発注する予定の工事について、地方自治法第214条の規定に基づき債務負担行為を加えようとするものであります。

そのほか、下2ページには債務負担行為に関する調書を、下3ページから下6ページにかけては、会計に関する書類における注記を添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第133号令和4年度弘前市一般会計補正予算(第12号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）
議案第133号令和4年度弘前市一般会計補正予算(第12号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に4億5950万円を追加し、補正後の額を908億5525万6000円としようとするものであります。

それでは、歳出予算について御説明いたします。

初めに、人件費につきましては、各款にわたり計上していることから、全体をまとめた形で御説明いたします。

給料に係る補正につきましては、職員の新陳代謝、給与改定等により5412万2000円を減額するものであります。

職員手当につきましては、時間外勤務手当や退職手当などの追加と、通勤手当などの減額を合わせて2億8978万円を追加するものであります。

共済費は、1301万6000円を追加するものであります。

また、特別会計、企業会計の人件費の整理により、特別会計の繰出金、企業会計の補助金を調整し、合わせて1306万1000円を減額するものであります。

このほか、会計年度任用職員等に係る報酬等を整理した結果、人件費合計で2億7389万2000円を追加するものであります。

次に、人件費以外の補正について御説明いたしますので、13ページをお開き願います。

14ページにかけての3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、出産・子育て応援給付金を給付するための経費として1億3401万5000円を計上するものであります。

24ページを御覧ください。

25ページにかけての10款教育費2項小学校費1目学校管理費は、小学校に係る光熱水費として

3287万3000円を追加するものであります。

3項中学校費1目学校管理費は、中学校に係る光熱水費として1872万円を追加するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、5ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16款国庫支出金、17款県支出金及び22款諸収入を計上するとともに、20款病院事業清算費特別会計繰入金を計上するほか、財政調整基金繰入金3億2769万2000円の追加をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎10番（千葉 浩規委員） まず、各款項目にわたるわけですが、一般職員の給与、職員手当等についてです。

条例案の提案理由では、国家公務員の給与改定に準じてというふうになっているわけですが、今回の給与改定の根拠と改定の内容について答弁をお願いします。

二つ目は、2款1項1目一般管理費の給与、常勤の特別職の期末手当の改定についてです。

条例案の提案理由では、一般職の職員の給与改定に準じてというふうになっているわけですが、0.1か月分を増額したのはどのような根拠なのか、答弁をお願いします。

あわせて、常勤の特別職の期末手当の改定について、特別職報酬等審議会を開催する必要はなかったのか、答弁をお願いします。

◎人事課長（堀川 慎一） 給与改定についてお答えします。

まず、一般職の部分ですが、地方公務員の給与につきましては、地方公務員法第24条第2項に定められている均衡の原則に基づきまして、国及び

他の地方公共団体の職員並びに民間の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされており、法の規定に基づきまして市では、人事院勧告及び青森県人事委員会の勧告の内容を踏まえ給与改定を行うこととしており、今般、職員組合との団体交渉、合意を経た上で関係する条例を提出してございます。

給与改定の内容といたしましては、民間給与との差を埋めるため、初任給及び若年層の基本給月額を引き上げるとともに、勤勉手当を年間で0.1月分引き上げるものとなっております。

続いて、特別職の部分です。常勤の特別職の期末手当の支給割合につきましては、一般職の職員の給与改定に準じ、県の水準等を踏まえ、改定を行っているところでございます。今般、県におきましては、特別職の期末手当を年間で0.1月分引き上げることとしており、市においても県の水準を踏まえ、期末手当を0.1月分引き上げようとするものでございます。

続いて、特別職報酬等審議会の開催でございます。特別職報酬等審議会は、議員の報酬の額並びに市長、副市長の給料の額について審議することとしてございます。今回の改定については、報酬の額、給与の額の改定ではなく、期末手当の支給割合の改定であることから審議会は開催しないものでございます。

◎10番（千葉 浩規委員） 一般職の給与改定についてです。

正職員の給与はこれによって具体的にどれほどになるのか。あと、会計年度任用職員の給与はどうか。

予算書を見ると、職員手当等についてかなり増額となっておりますが、増額となっている主な手当とその理由について答弁をお願いします。

◎人事課長（堀川 慎一） 給与改定の内容でございます。

まず、正職員です。基本給の改定がある若年層において、平均的な職員を例にした場合、ここは平均年齢31.7歳で試算してございますが、年収で6万6360円の増額となります。

続いて、会計年度任用職員の給与です。会計年度任用職員の基本給、基本報酬につきましては、任用期間が最長で1年間という任用形態、あとは青森県、県内他市の取扱いの内容を踏まえまして、翌年度の令和5年4月1日から改定を適用することとしております。

最後に、職員手当の部分でございます。職員手当の補正額につきましては、総額で2億8269万8000円となっております。主な内訳といたしましては、8月の大雨災害の対応などをはじめとした時間外勤務手当の増額が1億6413万7000円、給与改定による勤勉手当の増額が3277万9000円、あとは年度途中で退職者追加による退職手当の追加の増が8839万7000円となっております。

◎10番（千葉 浩規委員） 8月の大雨対応の時間外勤務手当が大変大きかったということですが、これはやはり職員の皆さんが頑張ったあかしだというふうに思います。

そこで、今回の給与改定の市経済への影響をどのように考えているのか答弁をお願いします。

◎人事課長（堀川 慎一） 市経済への影響につきましては、職員個々の消費活動ということで、それぞれの生活様式により異なるものではございますが、職員組合等の団体交渉の場において、職員の生活改善のため、速やかな支給を要望されております。今回の改定に伴う差額につきましては、年内支給に向けて速やかな手続を進めてまいります。

◎3番（竹内 博之委員） 私から1点、3款2項1目の出産・子育て応援給付金給付事業についてお伺いします。

ちょっと私もよく、いろいろな補助金、助成金

の関係でいつ入金になるのかという問合せがすごく多くて、その都度、こども家庭課とかに聞いて、いつ入金になりますかと聞いているのですけれども、今回、既に子供が生まれている方もいると思うので、申請して、市役所に申請書が届いて、いつも私は大体2週間ぐらいだと思っていると答えているのですけれども、このスケジュール感と、あともう一つ、前に電話で聞いたときに、毎週金曜日に大体振込されることが多いということだったので、その目安、やはりいつ入るかということで、何を買おうとか、喫緊のお金のやり取りがあると思うので、その見通しについてちょっとお答えいただければと思います。

◎こども家庭課長（蒔苗 元） こちらの出産・子育て応援給付金でございますけれども、先般の国の第2次補正予算で成立した給付に対して実施するという事になっていまして、実は、国のほうからいろいろ詳細がまだ示されていない部分が多くなってございます。

我々のほうとしましては、いち早くそういったところが示され次第、手続に入りたいということで、今回、補正予算のほうに計上させていただいたものでして、今のお話にございました支給のスケジュールというところも、今後、国から示されるもろもろのそういった事務手続等といったものを踏まえて、速やかに対象の方へ支給できるような形で整えていきたいということでは考えておりまして、現在のところ、具体的にいつという形のもの、まだ未定という形になってございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第134号令和4年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（一戸 ひとみ） 議案第134号令和4年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に674万6000円を追加し、補正後の額を191億8913万9000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の674万6000円の追加は、職員の新陳代謝等に伴う人件費分であります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国4ページにお戻り願います。

6款繰入金の674万6000円は、歳出予算に対応する歳入予算として、一般会計から繰入金を追加するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第135号令和4年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（一戸 ひとみ） 議案第135号令和4年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から481万5000円を減額し、補正後の額を22億5789万9000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の481万5000円の減額は、職員の新陳代謝等に伴う人件費分であります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後4ページにお戻り願います。

3款繰入金の481万5000円の減額は、歳出予算

に対応する歳入予算として、一般会計から繰入金
を減額するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質
疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、
これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、
これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め
ます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしまし
た。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第136
号令和4年度弘前市介護保険特別会計補正予算
（第3号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 議案第136号令和4年
度弘前市介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から2154
万4000円を減額し、補正後の額を213億3749万
7000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介7
ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の2154万4000円の減額

は、人件費補正及び介護施設等看取り環境整備推
進事業費補助金について、補助予定事業者から取
下げの届出が提出されたことにより減額するもの
であります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますの
で、介6ページにお戻り願います。

5款県支出金の700万円の減額は、歳出の総務
費に係る介護施設等に係る看取り環境整備推進事
業費補助金の減額に伴うものであります。

7款繰入金の1454万4000円の減額は、歳出の総
務費に係る一般会計からの職員給与費等繰入金の
減額に伴うものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質
疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、
これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、
これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め
ます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしまし
た。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第137
号令和4年度弘前市病院事業清算費特別会計補正
予算（第2号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎企画部長（外川 吉彦） 議案第137号令和4年度弘前市病院事業清算費特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

病1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から66万2000円を減額し、補正後の額を3億7853万2000円にしようとするものであります。

歳出予算について御説明いたしますので、病7ページをお開き願います。

1款1項2目病院事業清算管理費の2040万2000円の減額は、職員の新陳代謝等に伴う人件費分であります。

3目繰出金の1974万円は、歳入歳出予算を同額にするため、一般会計繰出金を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、病6ページにお戻り願います。

3款繰入金66万2000円の減額をもって、全体予算の調整を図るものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第138号令和4年度弘前市水道事業会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第138号令和4年度弘前市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の新陳代謝に伴い、人件費について補正をしようとするものであります。

水1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量は、主要な建設改良事業費について、人件費に係る額を改めようとするものであります。

水1ページから水2ページにかけての第3条、収益的収入及び支出のうち、収入では、一般会計補助金51万2000円を追加し、合計を41億966万1000円に改め、支出では、給料、手当など10万1000円を追加し、合計を37億8873万5000円に改めようとするものであります。

第4条、資本的収入及び支出のうち、支出では、給料、手当など786万6000円を追加し、合計を34億9656万7000円に改め、これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を、第6条は他会計からの補助金の額をそれぞれ改めようとするものであります。

そのほか、水3ページから水18ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 最後に、議案第139号令和4年度弘前市下水道事業会計補正予算（第3号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第139号令和4年度弘前市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の新陳代謝に伴い、人件費について補正をしようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量は、主要な建設改良事業費について、人件費に係る額を改めようとするものであります。

下1ページから下2ページにかけての第3条、収益的収入及び支出のうち、収入では、一般会計補助金29万8000円を減額し、合計を54億3080万2000円に改め、支出では、給料、手当など247万

9000円を減額し、合計を53億2196万9000円に改めようとするものであります。

第4条、資本的収入及び支出のうち、支出では、給料、手当など426万8000円を追加し、合計を43億7757万2000円に改め、これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を、第6条は、他会計からの補助金の額をそれぞれ改めようとするものであります。

そのほか、下3ページから下22ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本

委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

[午前11時20分 散会]

委員長 工藤光志